一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町神山字孫ケ谷一二九八の一、一二九八の二、一三〇二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市木屋平字麻衣一〇二の五、一〇二の五の二、一〇四、一〇六の二から一〇六の五まで、一〇七、一〇八、一〇九の八、一〇九の八の二、一〇九の九、一一〇から一一三まで、一一七の一、一一七の二、字大北六一七の一、字下名一三八、一八〇から一八三まで、六三九から六四四まで、六六四、字竹尾三一、三二の一、三三の一、三三の二、三四一、字二戸二三九の一、二三九の二、二四四、字三ツ木三三二の一、字南張三七九、三八〇、三九八、五一六、五一七、字弓道二六二、二六三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字麻衣一〇二の五・一〇二の五の二・一〇四・一〇六の二から一〇六の四まで・一〇八・一〇九の八・一〇九の八の二・一〇九の九・一一〇から一一三まで・一一七の二・字大北六一七の一・字下名一三八・一八二・一八三・六三九から六四四まで・六六四・字竹尾三一・三二の一・七三の六・七三の一〇・七三の一一・三四一・字二戸二三九の一・二四四・字南張三七九・三八〇（以上三十七筆について次の図に示す部分に限る。）、三九八、五一六、五一七、字弓道二六二、二六三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市木屋平字太合五九七の一、六二五の二、六二七の二、六五五の一、字太合カケ一三の一から一三の九まで、一四の一から一四の六まで、一五の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八〇、一八二、一八三、一八五、一八六、一八七、一八八の一、一八八の二、一九一、二九六の二、二九七の二、二九八から三〇〇、三〇四、三〇六から三〇九まで、三二〇、三二一、三二三から三二五まで、三七八、三七九、三八一、三八二の二、三九〇、三九五から三九七まで、四四五の三七、四七四、四七六の二、四七八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字太合五九七の一、六二五の二、六二七の二、六五五の一、字太合カケ一三の一から一三の九まで、一四の一から一四の六まで、一五の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八〇、一八二、一八三、一八五、一八六、一八七、一八八の一、一八八の二、一九一、二九六の二、二九七の二、二九八から三〇〇、三〇四、三〇六から三〇九まで、三二〇、三二一、三二三から三二五まで、三七八、三七九、三八一、三八二の二、三九〇、三九五から三九七まで、四四五の三七、四七四、四七六の二、四七八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市穴吹町古宮字内田一〇、一一、一三、一四の一、一四の二、一五から一七まで、一五の二、二一から二五まで、二七、三六、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の二、四一、四三、四六の一、四六の二、四七の二、四八から五〇まで、四九の二、五一の一、五一の二、五二から五五まで、五七から六一まで、六二の一、六二の二、六四、六五の一、六五の二、六六の一、六六の二、六七、六八の一、六八の二、六九、七〇、七〇の二、七一の一から七一の三まで、七二、七三、七四の一、七四の二、八一、九〇の一、九〇の二、九一、九二の一から九二の三まで、九三、九四の一から九四の三まで、九五、九六、一〇七の一、一〇九、一一一の二、一一二、一一三、一一六の二、一三七、一三八の二、一三九の一から一三九の三まで、一四三、一四四、一四六の二、一五二、一五三、一六一、一六三の一、一六四、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一七三、一七七の一、一八七、一八八の一、一八八の二、一九〇、一九〇の二、一九三、二一二、二一三、二一四の一、二二四、二二六の一、二二七の二、二二九の一、二三〇、二三一の一、二三一の三、二六三、二六七、二六八、二七八の一から二七八の三まで、二八〇の一の二、四七一、四八三、四八四、四八五の一、四八五の二、四八六の一、四八六の二、四八七から四八九まで、四九〇の一、四九一から四九八まで、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇八、五〇九の一、五〇九の二、五一〇、字田野内二七二の二、四二九、四四七、四五三、四七〇、四七一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備